



住宅取得・リフォームをお考えの皆様へ

住まいの省エネを進めるチャンス到来 充実した支援策を利用して エコな暮らしを実現するマイホームを

光熱費などが上昇するなかで、住宅の省エネ対策が今まで以上に重要になっています。国では、新たに省エネ性能に優れた住宅を取得する方や、省エネリフォームを実施する方々を対象として、様々な支援策を打ち出しています。こうした支援策を上手に利用して、今こそ省エネに貢献するマイホームを実現してみませんか。

※支援策の交付申請は、予算の執行状況により予定より前に受付終了となる場合があります。

支援策
①



ZEH水準の新築住宅に100万円を補助

※支援策②、③の事業とは、契約・着工日の要件が異なるのでご注意ください。

「こどもエコすまい支援事業」は、子育て世帯（18才未満の子を有する世帯）・若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが39才以下の世帯）が優れた省エネ性能を備えた住宅を取得する場合や、省エネ改修などを行う際に補助を行いうもの。新築住宅では、子育て世帯・若者夫婦世帯が取得するZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）レベルの省エネ性能を備えた住宅が補助対象で、1戸当たり100万円の補助を行います（表1）。リフォームでは、開口部や躯体などの一定の断熱改修やエコ住宅設備（節湯水栓、高断熱浴槽など）の設置に対して、1戸当たり原則30万円を上限に補助を行います。子育て世帯・若者世帯夫婦が既存住宅を購入し、

省エネリフォームを行う場合の上限が最大60万円となるなど、上限を引き上げる措置もあります（表2）。

「こどもエコすまい支援事業」では、省エネ改修の実施を条件として、子育て支援のための改修工事なども補助対象になりますが、裏面で紹介している窓の断熱改修や高効率給湯器の補助制度を利用した場合、省エネ改修を実施するという要件を満たしたことになります（裏面の表4）。補助を利用するためには、令和4年11月8日以降に「対象工事」（新築は基礎工事より後の工程への工事、リフォームはリフォーム工事）に着手する必要がありますが、契約日の要件はありません（図1）。

※年齢は令和4年4月1日時点（令和5年3月31日までに着工するものについては、令和3年4月1日時点）。

表1 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅*	補助額
ZEH住宅（強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの）	100万円／戸

*令和4年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手したもの *延べ床面積が50m²以上あること *土砂災害特別警戒区域に建築されていないこと *都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされてないこと

表2 住宅のリフォーム

対象工事** ¹	補助額		
	世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸当たりの上限補助額
①住宅の省エネ改修（必須）	子育て世帯 又は 若者夫婦世帯	既存住宅を購入 ^{**1} しリフォームを行う場合 ^{**2}	60万円
②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等（①の工事を行った場合に限る） ※裏面で紹介している窓の断熱改修や高効率給湯器の補助制度を利用した場合、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象となる	上記以外のリフォームを行う場合 ^{**3}	45万円	
	安心R住宅を購入 ^{**1} しリフォームを行う場合 ^{**2}	45万円	
	上記以外のリフォームを行う場合	30万円	

*1 売買契約額が100万円（税込）以上であること 令和4年11月8日以降に売買契約を締結したものに限る
*2 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結する場合に限る
*3 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る
*4 法人、管理組合を含む

図1 参考スケジュール（予定）

住宅の新築（戸建て住宅の場合）				住宅のリフォーム			
令和4年 11月8日		令和5年 3月下旬		令和5年 12月31日		令和6年 7月31日	
契約	契約時期を問わない						
工事** ¹		基礎工事より後の工程の工事への着手が 令和4年11月8日以降					
交付申請			事業者登録後かつ 一定の出来高完了後 (予算上限に達するまで 遅くとも令和5年12月31日まで)				
完了報告			引渡・入居後 かつ令和6年7月31日まで				
契約	契約時期を問わない						
工事** ²		リフォーム工事への着手が 令和4年11月8日以降、 交付申請までに完成					
交付申請			事業者登録後 かつ 工事完了後 (予算上限に達するまで 遅くとも令和5年12月31日まで)				

※新築、リフォームともに、交付申請の前に予約申請を行って予算確保が可能。予約申請は、着工後（遅くとも令和5年11月30日まで）

支援策
②



省エネ型の給湯設備の採用も後押し

高い省エネ性能を持つ高効率給湯設備の採用を後押しする補助制度もあります。高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金では、家庭用燃料電池、ハイブリッド給湯機、ヒートポンプ給湯機という3タイプ

の高効率給湯設備が新築とリフォームで補助が受けられます。1台当たりの補助額は、家庭用燃料電池が15万円、その他が5万円となっています(表3)。この補助制度も「こどもエコすまい支援事業」のリフォームとの併用が可能です(表4)。

表3 補助対象となる給湯設備

	家庭用燃料電池（エネファーム）	ハイブリッド給湯機	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
補助額（予定）	15万円／台	5万円／台	5万円／台

支援策
③



1戸当たり200万円を上限に窓の断熱リフォームに補助

断熱性能に優れた窓に交換するリフォームに対して補助を行う制度もあります。住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等では、対象になるのは、窓の設置や外窓交換(窓枠の新設または交換等)、ガラス交換です。窓の大きさなどに応じて補助額が決まっており、1戸当たり最大200万円を上

限に補助を行います。戸建住宅だけでなく、集合住宅なども対象です。表面で紹介した「こどもエコすまい支援事業」のリフォームとの併用も可能です。この補助制度を利用して窓の断熱改修を実施すれば、併せてその他の子育て対応改修工事などを行う場合に「こどもエコすまい支援事業」の補助を活用するといった使い方もできます(表4)。

表4 國土交通省、経済産業省、環境省による省エネリフォーム支援の概要

工事内容		補助額	補助対象
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置 ^{※1,3}	上限200万円／戸 (補助率1/2相当等の定額)	熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの
	2) 高効率給湯器の設置 ^{※2,3}	(a)15万、(b)(c)5万円	(a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 ^{※4}	上限30万円／戸～60万円／戸	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置
②その他のリフォーム工事 ^{※4} (①1)～3)のいずれかの工事を行った場合に限る			住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援

※3 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後(「こどもみらい住宅支援事業」の登録事業者は、令和4年12月16日(※1又は※2の事業の事務局開設日以降に登録申請した場合は、その申請日)以降)に着手したものに限る

※4 こどもエコすまい支援事業(国土交通省)による支援。令和4年11月8日以降にリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)

支援策
④



省エネ性能に優れた住宅ならローン減税のメリットも大きく

省エネ性能に優れた住宅であれば、住宅ローン減税のメリットも大きくなります。住宅ローン減税は、年末のローン残高の0.7%を所得税と住民税の一部から控除する制度です。控除期間は、新築住宅と買取再販住宅(事業者が既存住宅を買

取り、質向上リフォームを行って販売するもの)は原則13年、既存住宅は10年です。借入限度額は、環境性能等に応じた上乗せ措置が行われおり、長期優良住宅では5,000万円となります(図2)。ただし、令和6年以降の入居になると、借入限度額が減少するので注意が必要です。

図2 住宅ローン減税の概要

入居年		2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
借入限度額	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	3,000万円
	その他の住宅	3,000万円	0円*	0円*
	控除率		0.7%	

* 2023(令和5)年までに建築確認を受けたものは、2,000万円(控除期間は10年)

住宅取得・リフォーム支援策に関する詳しい情報は住宅・リフォーム会社の担当者にお問い合わせください

発行：一般社団法人 住宅生産団体連合会

〒102-0085 東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル2階
☎03-5275-7251 <https://www.judanren.or.jp/>